

平成25年第6回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成25年5月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成25年6月3日 午前10時
4. 議員総数 13名
5. 出席議員数 13名

1番	宇 治 徳 庚	2番	成 瀬 恵津子
3番	根 橋 俊 夫	4番	三 堀 善 業
5番	岩 田 清	6番	矢ヶ崎 紀 男
7番	熊 谷 久 司	8番	永 原 良 子
9番	堀 内 武 男	10番	船 木 善 司
11番	中 谷 道 文	12番	宮 下 敏 夫
13番	篠 平 良 平		

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第1号 平成24年度辰野町一般会計補正予算(第13号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第2号 平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第3号 平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第4号 平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第5号 平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第6号 平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第7号 平成24年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第8号 平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算  
(第4号)
- 日程第11 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第9号 平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第10号 平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第11号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第12号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第13号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 平成25年度辰野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第16号 平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第17号 監査委員の選任について
- 日程第20 地方自治法第243条の3第2項、地方自治法施行令第146条第2項、及び  
地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項  
報告第1号 平成24年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書  
報告第2号 平成24年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書  
報告第3号 平成24年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書  
報告第4号 平成24年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成25年度辰  
野町土地開発公社事業計画書の提出について
- 日程第21 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	中村 良治	まちづくり政策課長	山田 勝己
住民税務課長	向山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元広
産業振興課長	飯沢 誠	水処理センター所長	一ノ瀬 保弘
会計管理者	宮原 修二	教育次長	百瀬 辰夫
辰野病院事務長	赤羽 博	福寿苑事務長	宮原 正尚
消防署長	林 国久	両小野国保診療所事務長	河手 潤子
社会福祉協議会事務長	守屋 英彦		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	武井 庄治
議会事務局庶務係長	赤羽 裕治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 3 番	根橋 俊夫
議席 第 4 番	三堀 善業

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。今年は例年に比べて春の訪れが早く、その後、低温続きで農作物の生育が心配されましたが、5月後半に来て気温も上がり、アルプスの雪も日に日にその姿を変えております。花も4月の桜からシャクヤク、アイリスへと移り変わり初夏の風が薫るすがすがしい季節となりました。長野県も10日ほど早く、梅雨入りが宣言されましたが、今後大きな災害もなく無事に梅雨が明けることを願っております。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第6回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第6回

定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第6回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多端の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

アベノミクス効果の現われか、円安をテコ入れに自動車など輸出企業は収益が拡大いたしております。外需主導で生産や設備投資が活発化されれば、雇用は改善し消費など内需にも恩恵が波及し、本格的な景気回復に期待をいたしているところであります。伊那公共職業安定所によりますと3月の月間有効求人倍率は0.71で2月と同じ倍率であります。前年同月では0.03ポイントとほとんど差のない状態であります。今後の政策に大いに期待を寄せているところでございます。5月18日には信州豊南短期大学の創立30周年記念式典が行われました。国文、英文、言語コミュニケーション科の信州豊南女子短期大学として開学、平成12年に男女共学、平成20年には幼児教育学科を新設いたしまして、それ以来、一時学生数が減という数字も出ておりましたが、最近、この幼児教育科を通して希望も多く学生数が増加傾向に変わってきております。今後も素晴らしい人材を地域に輩出できればと、更なる発展を祈るところでございます。また、旧朝日村出身の関東地方に在住者でつくられます東京朝日会が昭和38年の創立以来50周年を迎え、5月25日に記念総会が東京で開かれ半世紀にわたる足跡を振り返りながら、故郷の発展と「東京朝日会」の今後の発展を誓いあったところでございます。辰野町からはご招待いただき34名で参加をいたしてまいりました。この9日には、辰野町柔道協会が主管いたします南信柔道大会が本町で行われ、回を重ねて60周年記念とその大会になるわけでございます。更に9月28日には県立辰野高等学校100周年記念式典が執り行われる予定となっております。多くの事業におきまして大きな節目を迎える年となっております。5月24日には第4回議会の報告会を開催をいただきまして、道路問題、福寿苑を含む旧辰野病院の跡地の利用等につきまして、いろいろとお話をいただき、そして参加された皆さん方の意見交換がなされたということに対しまして感謝を申し上げます。不安定な気候が続いておりますが例年になく早い梅雨入りとなり、各地で甚大な被害をもたらしている集中豪雨に対する警戒を関係機関に努力をお願いし、対策を一層強化してまいりたいと考えております。

さて、新年度がスタートして2箇月余りとなります。主な事業の概要を申し上げます。

と思います。まちづくり関係に当たりましては、今年度の「協働のまちづくり支援金事業」を10件、計227万円余を助成させていただきました。地域で支えあう互助活動によるコミュニティの醸成を図っていただきたいと思います。また、地域公共交通の整備といたしまして取り組みを開始した、デマンド交通システムにつきましても4月には1日平均10.9人、5月には1日平均11.4人の利用となっております。利用者の拡大に努めてまいりたいと思っております。次に、保健・医療関係では、国民健康保険係へ保健師1名を配置し、健康教室の開催、住民税務課窓口での健康相談の実施、特定健診の未受診者に対しましての受診勧奨を実施し受診率の向上を図っておるところでございます。福祉施設関係におきましては、ほたるの里世代間交流センターが着工となり、また新たに宮木東町地区介護予防空間整備事業を本定例会に補正をお願いしてありますが、お願いできれば介護予防推進拠点として整備をしてまいりたいと、このように考えております。また、子育て支援の一環といたしましてスタートいたしました療育支援事業は、子育て支援センターを拠点に、1歳6箇月から3歳までの子どもがいるご家庭を対象に子育て支援の「おひさま教室」「ペアレントトレーニング教室」を開催し、子育て不安の解消を図ってまいりたいと思っております。次に、水道関係では平成21年度に事業採択を受け整備を進めてまいりました湯舟配水地整備事業は、地権者の皆様方の温かいご理解とご協力をいただく中で、耐震化を無事完備できました。PC配水池が完成いたし、4月に切換えを終えることができ、安心で安全な豊富な飲料水を安定的に供給できることとなりました。産業振興におきましては農作物への鳥獣被害抑止に向けまして、実践的な活動を行う「辰野町鳥獣被害対策実施隊」に猟友会の会員を中心に多くを任命させていただいたところでございます。深刻化する被害を防ぐために、必要に応じた活動を計画してまいりたいと思っております。また観光事業におきましては、塩嶺王城マラソンにおきましては、やはり第15回の節目を迎え10マイルからハーフマラソンに変更を行う中で、過去最多の900人のエントリーを受け新緑のパークラインを駆け抜けていただいたところでございます。上伊那北部観光連絡協議会では「飯田線と天竜まったり散歩」という企画を創りまして、そしてこの16日辰野駅をスタートし天竜川沿いに伊那北部、南箕輪まで歩き、あるいは箕輪まで歩き、夜はまた辰野へ戻っていただいてホテルの乱舞を見ていただくというウォーキングを企画をいたしております。15日には町の最大の観光イベントであります、これまた第65回という大きな節目でございますが、ほたる祭りが開催となりま

す。今年、姉妹都市でありますワイトモ・ディストリクトからブライアン・ハンナ町長ほか7人の皆さんが来町され、開幕に参加される予定になっております。記念行事として取り組みを計画してまいりました、「出張！なんでも鑑定団in辰野」は、この23日に収録の運びとなりました。鑑定依頼は150人、そして出品数は233点、大変多くが集めることができました。そして観覧応募者は既に1,550人を数えております。入り切りませので過日、観覧者を決定させていただいたわけでございます。鑑定品につきましては、今後テレビ東京と打合わせを行う中、出場者の決定が行われることとなるわけであります。期待をしていただきたいとこのように思っております。「たつのピッカリ踊り」につきましては昨年の2曲に加えまして「はひふへホテル」を加え、計3曲となるわけであります。仲間で連を組んで気軽に参加していただきたいと思います。なお「龍の大地に集うもの」につきましては自由な振り付け等も各連ごと、あるいは個人ごと自由でございますので、どうか手や足を動かしていただいて一緒に最後まで踊っていただければと願って止まないところでございます。5月には幼虫の上陸が1万8,000匹確認されており、幻想的なホテルの乱舞が期待できるものと思われれます。天候に恵まれ、多くの皆さんに来町していただき、祭り全体が盛り上がることを期待いたしてるところでございます。議員各位におかれましては実行委員のお立場でお力添えをお願いする次第でございます。

さて今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係では平成24年度補正予算、一般、特別会計合わせまして10件と税条例の一部改正3件であります。ほかに条例の一部改正1件、平成25年度補正予算2件、人事案件1件等、合わせて17議案でございます。また、報告事項といたしまして平成24年度一般会計繰越明許費繰越計算書等を4件を報告させていただきます。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決下さいようお願い申し上げ、定例会の開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席3番、根橋俊夫議員、議席4番、三堀善業議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（船木）

皆さん、おはようございます。去る5月27日、議会運営委員会を開催し、平成25年第6回辰野町議会6月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたのでその結果についてご報告いたします。5月27日、辰野町告示第30号によって辰野町長より6月定例会を、6月の3日に招集する旨の告示をされたことを受け委員全員、正副議長同席のもと6月定例会の会期、並びに審議日程など、議事運営について慎重に審議を行い、全委員一致にて決定いたしました。会期日程（案）並びに審議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から6月18日迄の16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成24年度辰野町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成24年度辰野町一般会計補正予算（第13号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方交付税、自動車取得税交付金などの増、町債繰入金などの減、国県支出金などの確定に伴う財源組替、不用額の調整。基金積立金などによります補正総額、計389万1,000円の減額で予算総額は82億2,153万円となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと歳入につきましては、地方交付税、自動車取得税交付金、地方譲与税などの増額補正。町債、県支出金、繰入金などの減額補正であります。歳出につきましては総務費では物件費の減額、

財政調整基金の積立が主なものであります。民生費では身体障害者等支援事業、介護予防空間整備事業などの事業費確定による減額が主なものであります。衛生費では物件費の減額、霊園管理基金積立金の増額が主なものであります。農林水産業費では需用費確定による減額であります。商工費では商工業誘致振興補助金の増額が主なものであります。土木費では除雪委託料の減額、各事業費の確定に伴う不用額の減額、町営住宅整備基金積立金が主なものであります。消防費は需用費確定による減額であります。教育費では事業費確定による減額と財源の組替であります。ほたるの里世代間交流センター一般整備事業、下田のいきいき交流センター整備事業の両事業につきましては平成25年度繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。収入におきましては、滞納整理を強化し滞納繰越金の増収を図り、歳出においては計上経費の削減に努めてまいりました。今後、地方交付税の減収が予想される中で将来の事業に備え財政調整基金に積立を行うことといたしました。以上のとおり補正予算の概要を申し上げます。必要に応じまして関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（10番）

32ページですね、財政調整基金積立金7,700万円についてですが、これ去年この時期1億3,600万円だったと思います。今回のこの7,700万円についてはですね、どのような試算で積立をしているのかお尋ねをしたいと思います。確か、この3月に1億円はあったかなというふうに思いますけど、合わせると1億7,700万円ということですが、昨年比べてまだ大分多いんで、そのへんの試算のあり方、これをお尋ねします。

○まちづくり政策課長

それではただ今の質問についてお答えいたします。7,750万円の積立金の試算であります。今回は歳入の確定によるものであります。3月の補正によります1億円につきましては主には不用額による試算により1億円を積み立てたものであります。今回につきましては年度末ということで歳入の方が確定をしております。主なものを申し上げますと地方揮発油譲与税358万3,000円の増額だとか、自動車取得税交付金の増657万円。また地方交付税の増ですね、特に特別交付税につきまして昨年より除

雪対策費の方が増額となっております。約1,363万2,000円の今回増額を見込んでおります。また、補助金の確定等によりまして今回のものになっております。また、歳出につきましては事業費がここで確定してきておりますので、またこれにつきましても不用減額の方を見込み行っております。というわけで財政調整基金へまた積み増しの方を行ったわけではありますが、3月の11号補正で補正が1億円今回の専決補正で7,750万円、合計で1億7,750万円となっております。基金残高は平成24年度末で1億6,976万5,000円を見込んでおります。以上であります。

○議長

よろしいですか。

○船木（10番）

はい。

○議長

ほかにございませんか。

○岩田（5番）

2点伺いたいと思います。26ページでございますけれども、県の支出金、04目の衛生費県補助金の中の子宮頸がん等ワクチンの接種促進事業補助金479万円も減額になっている、この要するに原因とか理由ということをお伺いしたい。それから47ページですね商工費になりますけれども、商工費01項の01目0701商工事業の中の補助金の件なんですけれども、商工業振興資金利子補給及び保証料不用減額ていうのが減っていて、実際にこれを見ると融資は伸びているような形だと思うんですけれども、このへんの内容をですね、利息が下がったとかそういうことじゃないですよ。そのへんのところをちょっと解説いただきたいと思っておりますけれども。

○保健福祉課長

子宮頸がんワクチンですね補助金の減額でございますけれども、当初予算ではですね783回の接種を見込んでおりました。結果としましてですね約半数のですね356回という接種率が下がったということでですね、当然その分のですね助成金が減ったということでございます。以上です。

○産業振興課長

ただ今の商工業振興資金利子補給及び保証料不用減額の原因ということでございまして、これは利子の低下というようなことではなくてですね、単純に不用減額

ということでございます。当初の予定されていた予算額に対して最終的な確定数値に対してこの金額 148 万 9,000 円が不用になったというものでございます。

○議長

よろしいですか。

○岩田（５番）

そうするとですね、商工事業の方ですけども、その商工業誘致及び振興補助金の方が 1,000 万円増えているっていうことですよ。それについては。

○産業振興課長

ただ今の今度、補助金の関係でございます。町内に工場または企業の施設を新設、増設した場合にはですね、ご案内のとおり補助金を出しております。3月補正です。ね 2,890 万円減額をさせていただいておりますけれども、その後にはですね、ある大手の企業から振興補助金分の申請が追加で出てきたために今回この補正をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長

ほかにございますか。

○堀内（９番）

57ページ、スポーツ公園の管理事業についてお尋ねいたします。今回 470 万円の特に賃金の減額という形の状況になっておりますけれども、公園事業におきましては非常に広範囲であり、しかも管理としては非常にいろいろ要素がある中で 470 万円減額になったっていう要因は何であるのか。もっとこの管理的にこれはきちんと使う必要があるんじゃないかと思いますが、その見解をお願いいたします。

○教育次長

ただ今のスポーツ公園の関係であります。たまたま賃金関係で臨時職員の方の 1 名が退職ということになりましたので、その分の減額が大きな数字になっております。以上であります。

○堀内（９番）

ただ今 1 名減という形の状況ですけども、実際にその分、業務に差し障りはなかったのか、あるいは逆にその補助、補正っていうか改めてその臨時の人を雇用するとかですね、そういう必要はなかったかどうか見解をお伺いします。

○教育次長

その件につきましては残りの皆様でカバーをしたということではありますが、今後広い部分でありますので、それらについては皆さんの協力をいただきながら実施したということでもあります。以上です。

○議 長

ほかにございますか。

○熊谷（7番）

56ページですが、埋蔵文化財発掘事業の委託料 150 万 9,000 円の減額ですが、この減額になった中身を知りたいと思います。

○教育次長

この事業につきましては、急傾斜地の工事の関係で行った委託料ではありますが、事業の半分につきましては25年度に回すという県の中身がありましたので、24年度につきましては実施内容の半分に終わったということで、この委託料が減ったということでもあります。

○議 長

よろしいですか。

○熊谷（7番）

はい。

○議 長

ほかにございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成24年度辰野町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者よ

り提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第2号、専決第2号、平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,278万5,000円とするものです。この補正の主な内容は水道使用量及び県支出金の減額と基金繰入金の減額補正です。歳入歳出の主なものをご説明申し上げます。明細書の6ページをご覧ください。歳入では事業収入で水道使用量及び加入負担金を減額しました。7ページをご覧ください。県支出金の長野県水源開発支援補助金を11万3,000円減額しました。これは藤沢地区の水源探査の事業費が確定したことによるものです。8ページについては基金繰入金の減額。それから9ページについては繰越金の追加です。10ページをご覧ください。歳出は総務費の総務管理費で404万1,000円減額しました。これは委託料や工事請負費など事業費の確定に伴う不用減額です。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第3号、専決第3号、平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,235万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,040万2,000円とするものです。この補正の主な内容は塩尻市分の維持管理負担金の確定に伴います塩尻市の負担金の減額、それから基金繰入金の減額補正です。歳入歳出の主なものをご説明申し上げます。明細書6ページをご覧ください。歳入では分担金及び負担金で特定環境保全公共下水道費負担金を217万5,000円減額しました。これは処理場の維持管理費に充てている塩尻市分の負担額が確定したことによる減額です。7ページをご覧ください。7ページの繰入金につきましては財政調整基金繰入金の減額、それから8ページの財産収入は財政調整基金利子の追加です。9ページをご覧ください。歳出では特定環境保全公共下水道費の特定環境保全公共下水道事業費で事業費の確定に伴う工事請負費などの不用減額。それから財政調整基金への積立で、合わせて165万9,000円減額しました。また水処理センター管理費で工事請負費や負担金補助及び交付金など合わせて1,070万円減額しました。いずれも不用減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて。専決第4号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者よ

り提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第4号、専決第4号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,529万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,595万5,000円とするものであります。内容につきましては歳入7ページをご覧ください。国民健康保険税につきましては一般被保険者国民健康保険税では現年療養給費分、滞納繰越分663万8,000円の減額。介護納付金、後期高齢者支援金で800万円の増額となり、合わせて136万2,000円を増額。退職被保険者では医療、後期高齢者支援で330万円を減額いたしました。8ページをご覧ください。国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては、負担金の交付決定により2,570万8,000円の増額。高額医療費共同事業負担金は交付決定により236万6,000円の減額。特定健康診査等負担金につきましては実績により9万7,000円の増額となりました。国庫補助金、財政調整交付金は確定により7,112万8,000円の増額となりました。このうち特別調整交付金につきましては確定により、5,397万5,000円を増額いたしました。高齢者医療制度円滑運営事業補助金は昨年度に引き続き70歳から75歳の医療費負担が本来2割であるものを1割に据え置くための受給者証発行等にかかった費用の補助で12万6,000円を増額いたしました。9ページをご覧ください。療養給付費等交付金は実績による交付決定により1,372万6,000円増額いたしました。10ページをご覧ください。前期高齢者交付金につきましても実績による交付決定により152万4,000円減額いたしました。11ページをご覧ください。県負担金の高額医療費共同事業負担金は交付決定により236万6,000円の減額。特定健康診査等負担金につきましては実績により17万4,000円を増額いたしました。県補助金、財政調整交付金につきましても交付決定により普通調整交付金は450万8,000円の減額となりましたが、特別調整交付金で1,225万8,000円を増額いたしました。12ページをご覧ください。共同事業交付金は交付決定により高額医療費共同事業交付金は2,170万2,000円の減額。保険財政共同安定化事業交付金につきましても4,035万7,000円減額いたしました。13ページをご覧ください。繰入金でございますが一般会計繰入金のうち、保険基盤安定負担金の確定により保険税軽減分として、163万5,000円の増額。保健者支援分として131万8,000円増額いたしました。一般会計繰入金につきましては実績により184万6,000

円の減額をいたしました。基金繰入金は交付金等の実績が増額となり 4,000 万円を減額し、本年度 1,000 万円の取り崩しをいたしました。14ページをご覧ください。諸収入のうち延滞金加算金及び過料は実績により、一般は 230 万円の増額。退職被保険者では 6 万 5,000 円を減額いたしました。雑入のうち第三者納付金は、一般、退職合わせて 299 万 6,000 円増額いたしました。返納金につきましては実績によりまして、一般で 55 万 2,000 円増額。退職で 5,000 円を減額いたしました。雑入は指定公費収入金で 4 万 3,000 円を減額いたしました。続きまして歳出 15 ページをご覧ください。総務管理費は補助金の確定による財源組替でございます。16 ページをご覧ください。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費は 1 月 2 月分の療養費が増加し、4,700 万円を増額いたしました。以下、退職被保険者等療養給付費及び療養費はそれぞれ 1,000 万円、100 万円の減額をいたしました。17 ページにかけての高額療養費のうち、一般被保険者高額療養費につきましては療養費の増加によりまして 220 万円を増額し、退職者は 100 万円を減額いたしました。葬祭費は 50 万円、出産一時金は 250 万円を減額をいたしました。18 ページをご覧ください。後期高齢者支援金につきましては財源組替でございます。19 ページをご覧ください。介護納付金は国庫支出金の増額確定による財源組替でございます。20 ページをご覧ください。共同事業拠出金でございますが、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、それぞれ 946 万 4,000 円、2,018 万 5,000 円の減額です。21 ページをご覧ください。保険事業費でございますが、特定検診事業費について財源組替をいたしました。22 ページをご覧ください。諸支出金、繰出金につきましては国の特別調整交付金のうち辰野病院へ 474 万 7,000 円。両小野国保診療所へ 600 万円を繰出したため増額いたしました。雑支出のうち、指定公費支出金につきましては歳入での指定公費支出金の減額による財源組替でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3 番）

22 ページの直営診療施設勘定繰出金の関係なんですけど、辰野病院で 474 万 7,000 円。それから両小野国保診療所で 600 万円ということなんですけれども、この算出根拠といますか、どういう形でこのような数字になっているのかご説明いただきたいと思

います。

○住民税務課長

これにつきましてはそれぞれ、両病院、診療所の方と調整をし必要額について調整をした上で決定をさせていただきました。以上です。

○根橋（3番）

そうしますと、それぞれの会計の方の使途と言いますか使い道については損益計算なのか、それとも資本的収支の方かどちらの方にこれは活用されるお金になるのでしょうか。

○辰野病院事務長

辰野病院に入れていただきました474万7,000の関係ですが、収益的収入のうち、こちら看護師の確保対策ということで繰入していただきました。以上です。

○住民税務課長

両小野国保診療所につきましては、資本的収支の方に充当をさせていただいてあります。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○堀内（9番）

13ページをご確認ください。基金の繰入金の関係ですが、4,000万円の投入を減らすことができたという形の状況が載っております。保険税につきましては約190万円くらいの減収であり、医療費は3,420万円くらいの増加という中で4,000万円を減額できたという形の中で、これは国庫支出金の9,469万円の増が大きな要素であると思います。これにつきましてはどういう内容でこう増えたのか、我々としては非常にありがたい内容なんです、それと同時にここで4,000万円減ったということになりますと基金とすれば最終的にはいくらになるのか。そこらへんをお答え願いたいと思います。

○住民税務課長

交付金につきましては大変面倒な算出数式及び、それでも読み切れない部分もございまして、3月4月になってですね思わぬ増額であったというところございまして、

根拠についてはちょっと明確な答弁ができませんので、よろしくお願いをしたいと思  
います。基金につきましては、ただ今ご指摘ありましたように4,000万円取り崩しを  
抑えることができまして4,600万円くらいの基金残額になろうかというふうに思っ  
ております。ただし、かつては億単位の基金があったものでございますので、基金の枯  
渇という状態は免れましたけれども、まだ十分な基金残高だというふうには承知して  
おりません。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○堀内（9番）

はい。

○議 長

ほかにございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号、専決処分の承認を求めること  
について。専決第4号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませ  
んか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。  
日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成24  
年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提  
案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号、専決第5号、平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第2号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額か  
らそれぞれ78万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ878万円とするもので  
ございます。内容につきましては6ページをご覧ください。診療収入、第一診療所、  
川島診療所、合わせまして国保分14万円、一部負担金17万4,000円、後期高齢者医療

分46万4,000円それぞれ減額いたしました。7ページをご覧ください。雑入を4,000円減額いたしました。歳出につきましては8ページをご覧ください。施設管理費、医師委託料23万4,000円を減額いたしました。医業費、需用費51万2,000円、委託料3万6,000円を減額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、専決第6号、平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額からそれぞれ548万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億3,118万7,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入でございますが特別徴収保険料、普通徴収保険料、それぞれ40万円、500万円の減額でございます。7ページをご覧ください。督促手数料が1万2,000円の減額でございます。8ページをご覧ください。保険料還付金が7万円の減額でございます。歳出9ページをご覧ください。後期高齢者医療徴収費548万2,000円の保険料納付金として545万1,000円、事務費負担金として3万1,000円、合計548万2,000円の減額でございます。以上、提案理由を申し上げますので十分審議の上、原案ご承認いただ

きますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成24年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

それでは議案第7号、専決第7号、平成24年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。予算第3条、収入のうち、医業外収益99万3,000円を増額し、2億7,826万8,000円とし支出のうち医業外費用を230万円の増額とし、9,846万7,000円とします。また予算第4条、収入のうち企業債を2,000万円の減額補正とし、9億4,000万円とし、また補助金を28万6,000円の減額補正をし、8,005万2,000円とするものでございます。5ページをご覧ください。収益的収入のうち、国庫補助金を54万7,000円の増額補正とします。これにつきましては国保会計からの特別調整交付金のうち、看護師確保対策分としての繰入金であります。収入確定により増額補正となります。上伊那広域連合補助金、8万4,000円の減額補正ですがこちらにつきましては看護師確保対策事業、看護師の実習指導者の講習費が確定したための減額補正となります。消費税及び地方消費税還付金53万円の増額補正ですが、こちらにつきましては平成24年度消費税額の確定に伴うものであります。53万40円の還付となりまして今回増額補正とするものでございます。6ページをご覧ください。収益的支出のうち消費税を250万円の減

額補正とするものであります。これにつきましては平成24年度当初予算で計上してありましたが、消費税が還付となりましたもので、支出分を全額減額補正するものでございます。消費税雑支出480万円の増額補正としてますが、こちらにつきましては繰延勘定消費税でありまして、25年度の建設改良費の増額によりまして増額補正するものでございます。7ページをご覧ください。資本的収入のうち、企業債を2,000万円の減額補正とします。こちらにつきましては医療機器購入が確定したために減額補正ということになります。国庫補助金、28万6,000円の減額補正です。こちらにつきましては太陽光発電システム設置工事の補助金のうち、モニター部分が非対称となりましてその分28万6,000円の減額補正とするものでございます。以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（10番）

5ページですね、看護師確保対策事業に54万7,000円をさきほどの議案4号の方から繰出をしてきたということでありましてけれども、先ほどは474万7,000円。ここでは54万7,000円という数字ですけれども、この数字の不一致というのはどんなふうに理解すればよろしいでしょうか。お尋ねします。

○辰野病院事務長

国保会計からの繰出金と今回、私ども繰入金の不一致でございますが、辰野病院の当初予算の方でこの420万円を見込みということで盛らせていただきました。その分でちょっと不一致が出た次第であります。

○議長

よろしいですか。

○船木（10番）

はい。

○議長

ほかにございませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号、専決処分の承認を求めること

について。専決第7号、平成24年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。専決第8号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

それでは議案第8号、専決第8号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万1,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ2億6,398万円にするものであります。それではその内容を申し上げます。6ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、諸収入の雑入として12万6,000円を補正いたしました。次に7ページをご覧ください。サービス収入は居宅介護サービス費収入30万8,000円減額。施設介護サービス収入は55万8,000円減額。自己負担金収入15万1,000円をそれぞれ減額補正いたしました。次に8ページをご覧ください。歳出についてであります。総務管理費のうち一般管理事務の執行残による不用減額でございまして、需用費のうち消耗品費で25万7,000円、燃料費で41万9,000円、修繕料で21万5,000円それぞれ減額補正いたしましたものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。専決第8号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。専決第9号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第9号、専決第9号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第3号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ373万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億1,318万5,000円とするものでございます。内訳につきましては、6ページをご覧ください。歳入では告知システム使用料の増額及び過年度分の有線電話使用料の減額で使用料全体で41万1,000円の増額。7ページの利子及び配当金につきましては、基金利子の12万円の増額。8ページの告知システム基金からの繰入金は426万5,000円の減額です。歳出では9ページになりますが、一般管理費が29万8,000円の減額となりますが、利子分12万1,000円は基金に積立を行います。維持管理費は343万6,000円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。専決第9号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提

案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第10号、専決第10号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,298万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,191万2,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入でありますが、介護保険料の第1号被保険者保険料が4,040万5,000円の増額でございます。7ページをお願いいたします。使用料及び手数料でありますが督促手数料が4,000円の増額であります。8ページの国庫支出金のうち、国庫負担金の介護給付費負担金は679万8,000円の減額。国庫補助金は調整交付金を初めとし合計で433万6,000円の減額でございます。9ページをお願いいたします。支払基金交付金でございます。これは社会保険診療報酬支払基金からくるものでございますが、介護給付費交付金が3,407万8,000円の減額。地域支援事業交付金が42万6,000円の減額でございます。10ページの県支出金のうち、県負担金の介護給付費負担金が1,416万3,000円の減額。県補助金の地域支援事業交付金及び、緊急雇用創出事業補助金、合わせて190万8,000円の減額でございます。11ページをお願いいたします。繰入金のうち、一般会計からの繰入金ですが介護給付費繰入金934万5,000円をはじめとし、合計で1,600万3,000円の減額です。基金繰入金は2,615万6,000円の減額であります。12ページの諸収入でありますが、介護報酬は12万4,000円の減額。第三者納付金は56万5,000円の増額。延納金は1,000円の減額。雑入については3万9,000円の増額補正でございます。次に13ページからの歳出でありますが、事業費確定に伴います不用減額が主なものでございます。総務管理費で60万円。徴収費で266万1,000円。14ページ介護認定審査会費で55万8,000円の減額でございます。15ページをお願いいたします。保険給付費でありますがサービス給付等諸費で7,887万1,000円。審査支払手数料で10万2,000円。高額介護サービス費で45万8,000円の減額でございます。16ページの地域支援事業でありますが、介護予防事業費で217万6,000円。包括的支援事業・任意事業で497万5,000円の減額でございます。18ページの基金積立金につきましてもは2,600万2,000円増額して積立を行いました。なお、基金のですね平成24年度末の残高は9,731万円となっております。次に19ページの諸支出金は第1号被保険者分の保険料還付金が10万5,000円の減額。国庫支出金等過年度分返還金が152

万 4,000 円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（9 番）

15ページをご確認ください。ただ今、発表にありましたようにサービス給付諸費 7,887 万 1,000 円が減額という形の状況になってます。これは今回見ますと介護保険料が約 4,040 万円くらい収入増であり、それに対して保険給付金が 7,800 万円くらい少なくなったという状況で、基金からの繰入も少ないという形で非常に良い状況かなという感じがしておりますけれども、こういう時勢においてこの給付金が減ったという要素は何であるのか。どういう要因でこういうことが減ったということがあるのか、そこらへんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○保健福祉課長

これはあくまでもですね、予算ベースとの比較でございますけれども平成23年度はですねちょっと大きな金額ですけれども15億 600 万円ほどの給付費でございます。24年度につきましては15億 9,700 万円ですので、前年比較では 9,100 万円ほど伸びております。ただ予算ベースではですね当初に少し高めに盛っておりますので、決算ベースでいきますとですね、今、申し上げたとおり 9,000 万円余のですね給付費が伸びているということでございます。

○議 長

よろしいですか。

○堀内（9 番）

はい。

○議 長

ほかにございませんか。

○根橋（3 番）

16ページの介護予防事業につきまして委託料 117 万円の減ということなんですが、これ介護予防事業については非常に重要だということでこの間、いろんな施設も造ったりして進めてるはずなんですけれども 117 万円で多額の不用ということなんですが、これはどのようなことなんでしょうか。

○保健福祉課長

こちらの介護予防事業の委託料につきましては各地区で行っている介護予防事業に対してですね、例えば事業者さん、社会福祉協議会さん等とですねそういったところへ事業の委託をしております、そういった地域支援事業の中の委託料でございます。こちらについては実績に基づいて行っているものですから、事業内容が減ったということではないんですけれども、ただ予算ベースに比べるとですね事業が落ちてしまっていますけれども、23年度と比較してもですね事業の内容と言いますか委託についてはですね、それほど変化はございません。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○議 長

ほかにございませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、辰野町税条例の一部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成25年度税制改正により地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成25年3月30日に交付されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正したので議会の承認を求めるものでございます。今回の主な改正点でございますが納税環境を整備するという事で延滞金、還付金、還付加算金

につきまして現在の低金利の状況に併せて引き下げを行うものでございます。新旧対照表でご説明申し上げます。1ページをご覧ください。第34条の7第2項についてです。平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い所得税において寄付金控除の適用を受けた場合には、所得税額の課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと給付金にかかる特例控除額の見直しを行ったものであります。1ページから3ページにかけては第54条第5項です。地方税法第343条第6項において固定資産税の納税義務者に関して所有者の特例を定めています。すなわち土地区画整理事業または土地改良事業において、換地の結果が登記されるまでの間において登記簿の所有者ではなく、換地によって取得したものを所有者とするものであります。この土地改良事業のうち、独立行政法人緑資源機構が行っていた換地等の事業を独立行政法人森林総合研究所が継承して行ってきた事業について、事業が全て完了したことから条文から削除をするものであります。なお、辰野町には該当する事業はございません。3ページから4ページは第131条第4項についてです。特別土地保有税の納税義務者に関してただ今説明申し上げた、第54条第5項と同様に土地区画整理事業または土地改良事業について、土地の取得者、所有者の特例を定めており、規定している独立行政法人森林総合研究所が継承して行ってきた事業はすべて完了したことから条文から削除をするものであり、辰野町には該当する事業はございません。4ページ以降は附則の改正になります。附則第4条の2は、延滞金、還付加算金について国税の見直しに併せて利率を下げるものでございます。延滞金は本則第19条等において年14.6%と定められており、そのうち納付期限後1箇月を経過する日までに、納付があった場合は7.3%と定められています。現行の附則第3条の2は、この7.3%について当分の間、特例基準割合、基準割引、いわゆる公定歩合でございますが、これに年4%を足しました、現在4.3%でございますが特例基準割合が7.3%未満の場合、現在そういう状況でございますが7.3%未満の場合にはその特例基準割合を適用するものとしております。今回の改正は特例基準割合が7.3%未満の場合、本来の14.6%に対しては特定基準割合に7.3%を加算した率を適用し、年7.3%に対しては特例基準割合に年1%を加算した率を適用することとしたもので、延滞金の率を下げることで納税環境を整えることを目的としております。5ページの同条第2項は新たに設ける規定です。法人税法により法人税の確定申告の期限が延長された場合に法人町民税の納付期限が延長されます。この場合の延滞金の率は本則第52条で年7.3%と定めら

れておりますがこれに対して特例基準割合を適用することにより、納税環境を整えたものでございます。5ページから6ページの第4条では、ただ今の法人町民税における納付期限の延長にかかる延滞金の特例に関して商業手形の基準割引率、公定歩合でありますが、が5.5%を超える場合の延滞金の率について定めているところであり、新たな附則第3条第2項の規定をも踏まえた率の算定方法を定めたものでございます。6ページの第4条の2では公益法人等において、贈与等があった場合における町民税の課税の特例を定めておりますが、租税特別措置法における公益法人等の見直し規定にあわせて所要の改正を行ったものでございます。7ページの第7条の3の2では、いわゆる住宅ローン減税を平成26年から平成29年まで4年間延長することとした国税の見直しに合わせた改正でございます。7ページから8ページの第7条の4では寄付金税額が控除における特別控除額の特例を定めていますが、本則第34条の7においてふるさと給付金にかかる特別控除額の見直しを行ったことに併せて所要の改正を行ったものでございます。8ページの第10条の2第2項は地方税法附則第15条第37項が新設されたことに伴い新たに設ける規定でございます。これは都市再生特別措置法の都市再生安全加工施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対する特例であります。その割合は地域決定型地方税特例措置、いわゆるわが町特例の一部として3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定めることとされていることから、今回3分の2と定めるものであります。なお現在同法に規定される都市再生緊急整備地域には長野県は指定されていないことから、辰野町において特例の適用はありません。8ページから9ページの第17条の2第3項は地方税法附則第34条の2の改正に伴い長期譲渡所得に関する町民税の課税の特例に関する規定の改正を行うものでございます。9ページから12ページの第22条の2は地方税法附則第44条の2の改正に伴い改正を行うもので、東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例にかかる譲渡期限が通常3年であるところ、特例では災害のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとするものであります。12ページから14ページの第23条は地方税法附則第45条の改正に伴い改正を行うもので、東日本大震災の被災者等にかかる住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例について、適用期限25年12月31日を平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、再建住宅の取得等を平成26年から29年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金の年末残高の借入

限度額、控除率、各年の控除限度額、控除期間の最大控除額を改正するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。日程第14、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成25年度税制改正により地方税法の一部を改正する法律及び関係省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い辰野町都市計画条例の一部を改正したので議会の承認を求めるものでございます。今回の主な改正点でございますが、先ほどご承認いただきました町税条例の固定資産税において、いわゆる、わが町特例として課税標準の額を得るための割合を定めるところでございますが、都市計画税においても同様の定めをするものでございます。新旧対照表でご説明申し上げます。1ページをご覧ください。附則第2項は地方税法附則第15条第37項において条例で定めることとされている割合を3分の2と定めるものでございます。これは先ほど説明申し上げたとおり、都市再生特別措置法の都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対する特例であり、その割合は3分の2を参酌して、2分の1以上、6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定めることとされていることから、都市計画税においても3分の2

と定めるものでございます。附則第3項から第13項までは現行の第2項を第3項に繰り下げたことによる項番ズレ及び項番ズレによる引用条項の改正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。平成25年度税制改正により国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が平成25年2月22日に、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正したので議会の承認を求めるものでございます。今回の主な改正点でございますが平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したものと同一世帯に属する国民健康保険の被保険者の保険税が、負担増にならないように特例措置を講じることとなりました。また、国民健康保険税の軽減判定の算定上は後期高齢者医療制度へ移行したものを含めて算定する特例が、移行後5年目までであった措置を期限を切らない恒久的な措置となりました。後期高齢者医療制度への移行により単身世帯となった世帯について移行後5年目までは、世帯別平均割額の2分の1軽減措置に加え、5

年目から8年目までについて、世帯別平均割額を4分の1軽減措置をし急激な負担増を避けることとしました。新旧対照表でご説明申し上げます。1ページをご覧ください。第5条には特定世帯、国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行した後も、継続して同一世帯に属し、かつ国保加入者が一人だけとなった世帯を特定世帯と申しますが、この特定世帯の適用を5年に限っていたものを期限を切らないこととしました。また、新たに第3号を加え、特定世帯のうち特定世帯となってから5年以降8年目までの世帯を特定継続世帯としてその世帯別平等割額を一般世帯より4分の1軽減をし、1万5,000円としました。2ページの第7条の3では特定継続世帯における後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を4,500円と決めました。21条では国民健康保険税の所得割額の算定にあたっての文言整理をいたしました。3ページから6ページの第23条では国民健康保険税の算出の際に所得に応じて減額をする、それぞれの階層ごとに特定継続世帯における減額の額を決めました。6ページの附則第15項では、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関して地方税法附則の改正及び租税特別措置法の改正に伴って所要の改正を行ったものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。日程第16、議案第14号、辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。住民基本台帳カードの有効期限である10年目が到来することに伴い、関係条例として辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。第1条は辰野町住民カード条例に関するものです。住民カード条例第9条を改正し、住民基本台帳カードとして10年の有効期間を越えたものについて引き続き住民カードとして利用できることとし、この場合シールを貼付して住民基本台帳カードとしての表示を覆うこととしました。第2条は辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例に関するものでございます。現在、印鑑登録証として交付されていない住民基本台帳カード、住民カードの場合、自動交付機または多機能端末機、これはコンビニエンスストアに配備されておりますけれども、これによる自動交付のほか、役場窓口で交付が行っておりましてこの実情に合わせて条文を整理することといたしました。第9条を改正し、役場窓口に配備してある本人確認システムによって本人確認をすることにより、印鑑登録証明書の発行をできることに改めたものでございます。第9条、第3項は印鑑登録証の機能を付けていないカードであっても、印鑑証明の交付を受けられるという現状に合わせて条文の整理をいたしましたものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

ここで、質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑、なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第14号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場、異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号については、総務産業常任委員会に付託す

ることに決しました。ここで、ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時55分といたします。

休憩開始 11時 40分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。ここで住民税務課長より発言をしたい旨の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

○住民税務課長

先ほどの議案第14号の提案に際しまして専決処分の承認を求めることとした提案をいたしました。委員会審査の上、最終日採決をいただくものでございますので訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長

日程第17、議案第15号、平成24年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成25年度辰野町一般会計補正予算第1号を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、上伊那消防広域化に伴い消防救急無線デジタル化整備及び消防指令センター高機能システム整備における負担金。宮木東町地区の介護予防センター改修工事。町議会議員補欠選挙に関わる選挙費用の増額などの補正予算であります。その補正総額は4,476万2,000円の追加であり、予算総額は79億6,776万2,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては分担金及び負担金、県支出金、繰越金、諸収入、町債の増額であります。歳出につきましては、総務費では辰野町議会議員補欠選挙費の看板等の選挙費用の増額であります。民生費では、社会福祉協議会の移動入浴車の購入、宮木東町地区介護予防センター改修工事の増額であります。衛生費では鴻ノ田簡易水道配水管の整備繰出金の増額であります。土木費では、防衛施設周辺町道改修事業の予算組替であります。消防費では上伊那消防広域化に伴う消防救急無線デジタル化整備及び消防指令センター高機能指令システム整備における負担金の増額であります。教育費では川島小学校灯油地上タンク設置工事と埋蔵文化財発掘費用の増額であります。以上のとおり補正予算の概要でございますが、必要に応じまして関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、

原案可決くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第18、議案第16号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第16号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,064万1,000円とするものです。歳入歳出の主なものを申し上げます。7ページをご覧ください。歳入では鴻ノ田簡易水道収入の町繰入金を280万円。簡易水道債を440万円追加しました。8ページをご覧ください。歳出では鴻ノ田簡易水道費で総務管理費の工事請負費を726万5,000円追加しました。増額の主な理由は辺地対策事業で実施している鴻ノ田の簡易水道配水管改良工事におきまして、当初予算では電気ケーブルの布設替を見込んでおりませんでした。現地を精査した結果道幅が狭く、またNTTの電話回線のケーブルの回線もあることから水道配管を布設するにはケーブル布設替と仮設のケーブル設置が必要となったためです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第19、議案第17号、監査委員の選任についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは議案第17号を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。監査委員の選任について、地方自治法第196条の規定により見識を有するものから選任する監査委員1名につきまして選任したいので議会の同意を求めるものでございます。住所、辰野町大字伊那富2835番地の5。氏名、三澤基孝。生年月日、昭和22年7月23日生まれ。三澤基孝氏は、株式会社、八十二銀行執行役員などを歴任され、人格高潔、博学多才の方でございます。監査委員として適任であることを認め提案申し上げます。略歴等につきましては書面がございましたら裏面に記載してありますので、ご覧い

ただきたいと思います。以上をもちまして監査委員選任の提案理由といたします。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより日程第19、議案第17号、監査委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり同意されました。日程第20 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、平成24年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書。報告第 2 号、平成24年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書。報告第 3 号、平成24年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書。報告第 4 号、平成24年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成25年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。以上、4 件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告事項、報告第 1 号、平成24年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行例第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。計算書の上から 6 行目、農林水産業費、農業基盤整備促進事業については事業費の全額を、この 1 事業以外の 8 事業につきましては事業費の一部を平成25年度へ繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の適正工事期間の関係等により年度内に完了困難なため翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で 3 億 6,428 万 4,000 円です。以上、報告いたします。

○水処理センター所長

報告第 2 号、平成24年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書であります。浄水施設改良事業費の翌年度繰越額を 1,060 万円としました。これは羽北中区水源の取水量を増加させるための水源改修工事でありまして、冬季間の積雪により工事が遅延した

ため繰り越すものです。もう1つは有形固定資産購入費26万円を繰り越すものです。こちらは上平出前沢川を横断する水管橋の新設工事で用地購入する部分の確定の遅れや相続手続きがありまして、年度内完了困難のため繰り越すものです。以上、報告します。

#### ○病院事務長

報告第3号、平成24年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、次のとおり報告いたします。この報告は資本的支出のうち、建設改良費、建物工事費のうち、太陽光発電システム設置工事の繰越についてであります。翌年度繰越額につきましては、2,992万5,000円ということでグリーンニューディール事業補助金、こちらの繰越の手続きについても完了しております。以上であります。

#### ○まちづくり政策課長

報告第4号、平成24年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成25年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして報告いたします。初めに平成24年度辰野町土地開発公社事業報告書でございます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成24年度の事業は経営健全化を目的に公有地、供用済用地、新町後山地区、948㎡を処分し、造成用地地区では宮木地区、林の下2区画726㎡を処分いたしました。理事会につきましては、2回の理事会におきまして全員全議案承認及び可決いただきました。次に平成24年度辰野町土地開発公社事業会計決算書でございます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございますが、収入では事業収益で3,843万1,000円。事業外収益で600万円、合計4,443万1,000円となり、支出では事業原価で3,410万円、販売費及び一般管理費が28万7,262円。事業外収益530万8,477円、合計3,969万5,739円。純利益は473万5,261円であります。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は8億5,000万円。資本的支出は9億297万7,532円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,297万7,532円は損益勘定保留資金で補填いたしました。3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は現金、預金832万4,676円。未収金122万7,000円。完成土地等9億7,625万8,202円。資産合計9億8,580万9,878円。負債は短期借入金10億8,500万円。前受金101万2,600円で負債合計は10億8,601万2,600円であります。差引純資産として1億20万2,722円の赤字でございます。5ページをご覧ください。貸借対照

表でございます。資産の部で流動資産合計は9億8,580万9,878円で、資産の部合計も同額であります。負債の部で短期借入金は10億8,500万円。前受金101万2,600円で流動負債合計10億8,601万2,600円。負債の部合計も同額であります。資本の部では基本財産300万円。欠損金につきましては前期繰越欠損1億793万7,983円。当期純利益473万5,261円を計上し、資本の部合計は1億20万2,722円の欠損で負債資本の部合計は9億8,580万9,878円となりました。6ページ以降は資料として添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。次に平成25年度の辰野町土地開発公社事業計画書でございます。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして公社所有地の処分として1,800㎡を計画し、貸付事業として4地区を計画執行していきます。処分事業として4地区5,905平米の分譲を予定し継続事業と合わせて15地区の造成分譲を計画をしています。次に平成25年度の辰野町土地開発公社事業会計予算書でございます。1ページをご覧ください。業務の予定量は土地処分事業で公有地、完成土地、合わせて7,705㎡。収益的収入及び支出はともに1億3,969万3,000円でございます。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が1,381万円となり留保資金で補填するものでございます。資本的収入は借入金で5億5,230万円で、資本的支出は5億6,611万円でございます。3ページ以降は実施計画を添付させていただきました。ご覧いただきたいと思っております。以上、辰野町土地開発公社、平成24年度決算及び平成25年度事業計画について報告させていただきました。以上であります。

○議長

ただ今、4件について報告がありましたが報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第21、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情についてはあらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表朗読)

○議 長

以上、請願・陳情 7 件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託とすることにいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 散会の時期

6 月 3 日 12 時 16 分 散会